

了鳥取県公報

平成13年12月21日(金) 号外第130号

每週火:金曜日発行

目 次

規

------ 公布された規則のあらまし ------

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許申請書の添付書類から精神病者であるかないかに関する医師の診断書 を削ることとした。(第6条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

- 1 製菓衛生師の免許申請書の添付書類から精神病者であるかないかに関する医師の診断書を削ることとし た。(様式第1号関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第75号

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの取扱等に関する条例施行規則(昭和34年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前

(免許の申請)

第6条 条例第3条第1項又は第2項に規定する免許を受けようとする者は、免許申請書(様式第4号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、他の都道府県においてふぐ調理師又はふぐ処理師の免許を受けた者は、当該都道府県の発行したその旨を証する書面をもって合格証書に代えることができる。

- (1) 合格証書の写し
- (2) 麻薬、あへん、大麻<u>又は</u>覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(3)略

(<u>麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</u>に係る意見を聴く者)

第6条の2 条例第5条の2第2項<u>(条例第7条第3項</u> <u>において準用する場合を含む。)</u>に規定する者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条に規定する精神保健指定医とする。 (免許の申請)

- 第6条 条例第3条第1項又は第2項に規定する免許を受けようとする者は、免許申請書(様式第4号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、他の都道府県においてふぐ調理師又はふぐ処理師の免許を受けた者は、当該都道府県の発行したその旨を証する書面をもって合格証書に替えることができる。
 - (1) 合格証書の写
 - (2) 精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せ い剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(3)略

(精神病者に係る意見を聴く者)

第6条の2 条例第5条の2第2項に規定する者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条に規定する精神保健指定医とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年12月21日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第76号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年鳥取県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 回	後			改 正	前	
様式第1号 収入証紙 はりつけ 欄 戦兵衛生師	免許申請書 年 月 氏	日名	様式第1号 収入証紙 はりつけ 欄 職氏名	製菓衛生師免討様	许申請書 年 月 氏	日名

下記のとおり製菓衛生師法施行令第1条の規定により、 製菓衛生師の免許を申請します。

記

1~6 略

備考 次の書類を添付すること。

(1)略

(2) 麻薬、あへん、大麻<u>又は</u>覚せい剤の中毒者であ (2) <u>精神病者又は</u>麻薬、あへん、大麻<u>若しくは</u>覚せ るかないかに関する医師の診断書

(3)略

下記のとおり製菓衛生師法施行令第1条の規定により、 製菓衛生師の免許を申請します。

記

1~6 略

備考 次の書類を添付すること。

(1)略

い剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(3)略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4	平成13年12月21日	玉唯口	馬	圦	県	公	郑	(号外)第130号